

**令和6年度 物流の2024年問題解決に向けた  
都道府県トラック協会等による創意工夫事業助成金  
実施要領**

公益社団法人 全日本トラック協会

**1. 助成事業の趣旨**

都道府県トラック協会及び北海道各地区トラック協会（以下「地ト協」という。）、または地ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が行う、荷待ち時間や荷役作業等の改善及び物流標準化に向けた取り組み、並びに物流の2024年問題解決に向けた創意工夫による事業について、その経費の一部を全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が助成し、地ト協及び会員事業者における負担の軽減を図ることを目的とする

**2. 予算額**

**(1) 荷主等との共同事業（第2条第1項第1号事業）**

6,000万円

**(2) 地ト協による創意工夫事業（第2条第2項第2号事業）**

1億6,200万円

**3. 助成対象者**

**(1) 荷主等との共同事業（第2条第1項第1号事業）**

地ト協及び地ト協の会員事業者（ただし、中小事業者<sup>(注)</sup>に限る）

（注）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）に該当する事業者

**(2) 地ト協による創意工夫事業（第2条第2項第2号事業）**

地ト協

**4. 助成額**

**(1) 荷主等との共同事業（第2条第1項第1号事業）**

1事業につき、原則上限300万円

**(2) 地ト協による創意工夫事業（第2条第2項第2号事業）**

地ト協ごとに、原則上限300万円

**5. 助成対象事業**

交付要綱第2条第1項に定める助成対象事業について、事業の例を以下のとおりお示しいたします。例示に無いものを検討される場合は、事前に全ト協へご相談ください。

**(1) 荷主等との共同事業（第2条第1項第1号事業）**

第2条第1項第1号事業について、共同で事業を行う相手は荷主の他、関係団体、

他の物流事業者との取り組みも助成対象事業に含めるものとします。

(事業例)

- ① 荷待ち・荷役時間の削減に係る事業
  - ・予約システムの活用に関するルール作り
  - ・出荷ルールや導線の見直し
  - ・パレットを活用した仕組みの構築 など
- ② 物流標準化に係る事業
  - ・共同輸配送の実現に向けたルール作り
  - ・データ連携システムの構築
  - ・標準パレットの活用方策 など
- ③ その他物流の効率化に係る事業
  - ・中継輸送の促進
  - ・モーダルシフトの活用
  - ・十分なリードタイムの確保に向けた取り組み など

## (2) 地ト協による創意工夫事業 (第2条第2項第2号事業)

第2条第1項第2号事業の例は以下のとおりです。

(事業例)

- ・会員事業者経営者を対象としたスキルアップに関する取組
- ・地ト協独自の2024年問題に関する会員事業者向けや荷主向け調査

ただし、創意工夫によるものを主眼としておりますので、従前の取り組みである例えば新聞広告の掲載や既存のパンフレットの作成・増刷等については、助成対象外とさせていただきます。なお、新聞広告の掲載や既存パンフレットの作成・増刷等については、令和6年度「トラック輸送における働き方改革推進費用助成制度」では助成対象となります。

## 6. 交付申請期限

### (1) 荷主等との共同事業 (第2条第1項第1号事業)

令和6年12月20日

### (2) 地ト協による創意工夫事業 (第2条第2項第2号事業)

令和7年3月11日

## 7. 留意事項

- ・上記5. 助成対象事業について、今後上記例以外の申請があった場合には情報提供させていただきます。

以上